

大曲中学校区学校運営協議会【大曲プロジェクト】 会則

(設置)

第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第47条の6第10項及び北広島市学校運営協議会に関する規則（平成25年北広島市教育委員会規則第2条。以下「規則」という。）に基づき、北広島市立大曲小学校、北広島市立大曲東小学校及び北広島市立大曲中学校の3校に共同で設置する。

2 大曲中学校区学校運営協議会の名称は「大曲プロジェクト」とする。

(目的)

第2条 大曲プロジェクトは、大曲中学校区における義務教育9年間を通じた学校運営（小中一貫教育）に関し、保護者及び地域住民等（以下「地域住民等」という。）が積極的に参画する体制を整える。そして、熟議を重ねながら協働体制を確立し、学校と地域住民等が一体となって学校運営の改善及び児童生徒の健全育成に取り組み、地域とともにある学校づくりの実現を目的とする。

(委員及び運営等)

第3条 大曲プロジェクトの委員及び運用等については、規則第6条から第13条までの規定を準用する。

(部会)

第4条 大曲プロジェクトに、学習部会、生活部会、評価部会及び広報部会を置く。

2 学習部会は、学校の教育活動への保護者も含めた地域人材の積極的な参画の促進に関する活動を行い、大曲プロジェクト事務局に報告する。

3 生活部会は、児童・生徒の健全育成及び安全委関する活動、地域行事への積極的関与を行い、大曲プロジェクト事務局に報告する。

4 評価部会は、学校の基本的な方針に基づく学校運営の点検や評価・助言（学校評価）等について主体的に関与し、大曲プロジェクトで熟議する。

5 広報部会は、大曲プロジェクトの活動について発信活動を行う。

6 大曲プロジェクトは、前2項及び前3項規定する部会活動を行うために必要と認める場合は、大曲プロジェクトの委員以外の者（以下「部会委員」という。）を加えて部会運営することができる。

7 前6項の部会委員には、規則第7条の規定を適用する。

(事務局)

第5条 大曲プロジェクトの事務局は、大曲地区3校の小・中学校が持ち回りで担当する。

(委任)

第6条 この会則に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、会長が大曲プロジェクトに諮って定めるものとする。

附則

この会則は、令和2年7月1日から施行する。